

Mama-ile Day 2017 出展規約

1. 契約の成立

本出展の契約は、主催者が出展者宛に出展確定通知を送信した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。申込者多数の場合、抽選となる場合があります。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、小間を主催者の承諾なしに転貸、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2名以上の申込者が共同で出展する場合、1名が代表して申し込み、共同出展者の氏名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。

会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。

各出展者は、小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。

装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、当イベントの目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

主催者は、臭気、騒音、その他の排出物、または外観によりイベントの運営を大幅に阻害したり、出展者および来場者の安全を危険にさらす可能性のある展示品をブースから撤去することを要求する権利を有します。

6. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、その請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします

8. 小間位置の決定

出展者の小間位置は、出展内容、会場仕様等々を勘案し、主催者が決定いたします。

(小間位置の不服を理由とする出展の取消はできません。)

9. イベントの中止

主催者は、当イベントが開催される土地建物が入場に不適當となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。

主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとしします。

10. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出席料を支払うものとしします。

出展者からの支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとしします。

11. 出展の変更または解約について

出展申込み後の取消は原則として出来ません。

但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただきます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする

解約料率

2017年3月31日(金)まで ご請求額の50%

2017年4月1日(土)以降 ご請求額の100%

12. 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとしします。

13. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとしします。

主催者は、年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとしします。

14. 出展者の託児施設利用

出展者の、当イベント内の託児施設の利用は出来ません。

15. 保険への加入の要請

主催者は、出展者に対して具体的に申し入れされたリスクをカバーするため、保険に加入することを出展者に要請することができます。

16. 売上金の保障について

当イベントは営利行為不可のため、出展者が来場者に料金を請求する場合は参加費として請求して下さい。その参加費を請求する場合は1人あたり500円を限度としてください。但し、材料費は別途請求できます。その場合の材料費は1人あたり2,000円を限度としてください。

また主催者は、出展者の本イベントによる売上金に対して、一切の保障は致しません。

17. 準拠法

本契約の準拠法は日本法としします。

18. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所としします。